

中部電力(株) 原子力発電所の基準地震動策定に係る不正行為事案を踏まえた提言

日本原子力学会 倫理委員会¹

1. はじめに

2026 年 1 月 5 日、中部電力は、同社の浜岡原子力発電所の新規規制基準適合性審査において、基準地震動の策定を不適切な方法で行っていたこと²を公表した（以下「本事案」）。

日本原子力学会（以下「本会」）倫理委員会（以下「本委員会」）は、本事案について、原子力安全に直結する耐震設計の基盤となる評価（基準地震動の策定）において、同社自らが規制当局に対する説明とは異なる不正な方法を意図的に用いたことは決して許されないことであり、同時に、社会との信頼関係を根幹から破壊する極めて重大かつ遺憾なものであること等の声明を 1 月 20 日付で公表し³、本事案の原因究明等の進展に応じて日本原子力学会倫理規程（以下「倫理規程」）⁴に照らした具体的な検討を進めることとした。

その後、公開されている原子力規制委員会・原子力規制庁（以下「規制当局」）による中部電力に対する検査の状況や、中部電力による報告書（3 月 31 日に公表⁵、以下「中部報告書」）は、いずれも限定的な情報にとどまっており、原因究明等は途上にある。

このような段階にあるが、本事案が技術者倫理の観点から多くの問題を含むと考えられることから、本委員会としては、中部報告書の内容や、過去の不正事案等について議論してきた実績等⁶に基づき、本委員会による考察や推測も織り込みつつ、現段階で、原子力に携わるすべての方々、および本事案の当事者・関係者に対する提言を発することが重要と判断し、本書をとりまとめたものである。

2. 原子力に携わるすべての方々への提言 ～倫理規程に照らした考察～

本委員会は、原子力に携わるすべての方々が、本事案を自らの問題として捉えて教訓を学びとり、類似事案の発生防止に取り組むため、特に以下の四つの観点からの提言の趣旨を踏まえて、倫理的によりよい行動がとられるよう、実効的な改善に取り組むことを求める。

なお、以降の【 】内の記載は、倫理規程の関連箇所を示す。

（1）技術者倫理の基本の再確認

原子力に携わるすべての者は、使用済燃料輸送容器データ改ざん問題（1998 年）、原子力発電所の点検データの改ざん問題（2002 年、2007 年）、東京電力福島第一原子力発電所事故（2011

¹ 問い合わせ先 ethics@aesj.or.jp（提言内容についての倫理委員会審議結果：賛成 19、反対 0、棄権 0、不投票 1）
² 中部電力プレス「浜岡原子力発電所の新規規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不適切事案について」（2026 年 1 月 5 日）
³ 倫理委員会「中部電力(株) 原子力発電所の基準地震動策定に係る不正行為事案に関する声明」（2026 年 1 月 20 日） <http://www.aesj.or.jp/ethics/document/pdf/iken/iken20260120.pdf>
⁴ 倫理規程（2025 年 5 月 29 日改定） http://www.aesj.or.jp/ethics/02_02_02/
⁵ 中部電力プレス「浜岡原子力発電所の新規規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不適切事案に関する経済産業大臣および原子力規制委員会からの報告徴収への報告」（2026 年 3 月 31 日）
https://www.chuden.co.jp/publicity/press/1217589_3273.html
⁶ 倫理規程制改定の経緯や倫理委員会の活動についてはホームページを参照 <http://www.aesj.or.jp/ethics/>

年)等、原子力に係る事故・不正問題が生じるたびにそれらの経験から教訓を学びとり、倫理的によりよい行動を追求してきたはずであった。

本委員会としては、あらためて技術者倫理の基本に立ち返り、原子力および放射線の平和利用と安全確保のために、倫理規程がより多くの原子力関係者に共有され、倫理規程に則った行動がとられることが必要であると考えます。

<提言>

- ・環境や社会に甚大な負の影響をもたらし得る原子力技術を扱う者は、社会から一種の負託を受け、特別の責任・倫理感が求められていることを認識する。
- ・成功・失敗を問わず、過去の経験や他国ないし他分野の経験からも教訓を学びとり、再発防止や類似事態の発生防止に努める。必要な情報の共有とその継承にも努める。

【倫理規程前文、行動の手引2-1、憲章4、行動の手引4-4、憲章5、行動の手引5-3】

(2) 真実性原則、誠実性原則・正直性原則の観点

本事案では、審査会合(2019年1月)での「計算条件の異なる「20組の地震動」を計算し、それらの「平均に最も近い波を代表波」として選定する方法」との説明とは異なる「方法①」⁷に加えて、「方法②」⁸を用いていたというものである。また、これらの方法を、上記審査会合での説明以前から用いていた(「方法①」は遅くとも2012年頃以降、「方法②」は2018年以降)。

本委員会は、審査会合で事実と異なる説明をしていたことは、規制当局や社会を欺く行為であり、誠実性の欠如に当たると考える。また、「方法②」はデータの改ざんに当たると言わざるを得ないと考える。倫理規程では「規制適合が目的化することへの戒め」を謳っているが【行動の手引2-7】、本事案はそれ以前の問題として、技術者倫理の基本が蔑ろにされていたといえる。

<提言>

- ・客観的な事実を尊重し、事実に基づき行動する。
- ・情報の隠ぺい・改ざんは社会との関係を根幹から破壊することを認識する。
- ・誠実に業務を実施すると同時に、社会に対して説明できる行動をとる。社会からの信頼を得るには、倫理的によりよい行動を積み重ねていく。

【行動の手引1-4、憲章3、行動の手引3-2、憲章4、行動の手引4-1、4-5、4-6】

(3) 専門職原則、有能性原則の観点

本事案は、統計的グリーン関数法を用いた断層モデルによる地震動評価の結果から基準地震動を策定するという専門性の高い業務(中部報告書にある「地震動ライン」の業務)において生じたものである。中部電力では、同社の品質保証の仕組み等の中で、原子力土建部内の少人数のレビュー、品質保証担当や地震動ラインから独立した社内専門家によるチェックをしていたが、本事案の未然防止や早期発見には至らなかった。

本委員会としては、同社内において担当ラインの業務をレビューする等の一定の仕組みはあったが、専門性の高い内容に踏み込んだ問いかけをすることの困難性等から、不正を発見・防止

⁷ 方法①: 「20組の地震動とその代表波」のセットを一つではなく多数作成し、その中から同社が「一つのセットの代表波」を選定していた。

⁸ 方法②: 意図的に「平均に最も近い波ではないものを代表波」として選定したうえで、当該代表波が20組の平均に最も近くなるように、残りの19波を選定し、「20組の地震動とその代表波」のセットを作成していた。

することに繋がらなかったと考える。一方、担当ラインの者は、他の者に対する説明責任あるいは応答責任を果たすことができていなかったと考える。

<提言>

- ・与えられた情報を無批判に受け入れることなく、誤った集団思考に陥ることのないよう、常に正確な情報の収集に努める。不作為による失敗に陥らないよう、自ら判断し、行動する。
- ・原子力は総合科学技術であり、携わる技術者は、専門家としての誇りを持ち、携わる技術の影響を深く認識して誠実に業務を遂行するとともに、自身の専門分野や担当ライン、あるいは発注者と受注者の垣根を超えて、多分野が協働してはじめて原子力安全が確保されることを常に認識し、行動する。
- ・組織の運営に責任を有する者は、上記のための仕組みが組織内に構築され、かつ実効的なものになっているか確認する。

【憲章3、行動の手引3-3、3-4、憲章5、行動の手引5-1、5-4、5-5、5-7、憲章6、行動の手引6-1、6-2】

(4) 組織文化の醸成の観点

本事案では、2018年以降、中部電力の原子力土建部内において、「方法①」ないし「方法②」について審査資料に記載されていないことなどを問題視する指摘が複数回にわたってなされていたことは、是正に向けた契機として重要な行動であったと考えられるが、審査資料が改められることはなかった。

このように、(2)および(3)に記載した状況に加えて、内部からの指摘に適切に対応しなかったことにより、結果的に2025年の規制当局に対する外部通報を契機とした指摘を規制当局から受けるまで、同社として不正な状態を認識することができず、長期間にわたり自ら是正を行うことができなかった。なお、組織文化との関連は、「3(1)」でも考察する。

<提言>

- ・一人ひとりが自らの責任や役割を明確にし、積極的な態度と行動を示すことにより、それぞれの階層でリーダーシップを発揮する。
- ・明白な間違いに対してはその間違いを指摘し、是正するよう働きかける。
- ・組織運営に責任を有する者は、組織に属する者が、倫理的によりよい行動がとれるような組織文化の醸成、環境整備が図れているか、常に確認する。

【行動の手引1-3、憲章3、行動の手引3-2、憲章7、行動の手引7-1～7-4】

3. 当事者・関係者への提言 ～今後の原因究明、再発防止策の立案に向けて～

今後の原因究明、再発防止策の立案に向けては、本事案に直接的に携わる担当部署の問題としてのみ捉えるのではなく、その背景にある組織的要因や環境をも丁寧に検討することが不可欠である。これは、本事案の発生要因をよりの確に把握し、同様の状況が生じ得る場面においても適切な判断を支える条件を明らかにし、もって、原子力に携わるすべての者に対する具体的な教訓とするためである。無論、これらの背景分析は不正行為の発生構造を理解するためのものであって、本事案の行為を正当化するものではない。

本委員会としては、このような観点から、本事案を取り巻く関係者を、直接的な担当部署に限定せず、業務プロセスの設計・運用、監査・レビュー、組織ガバナンス、審査等に関わる各機能

を担う主体として広く捉え、それぞれの役割がどのように果たされ、あるいは十分に機能しなかったのかを含め、当事者・関係者がそれぞれの立場において与えた影響について真摯に検討を行う必要があると考える。

さらに、本事案に関連する技術的事項について、その基盤を提供する学協会としての責務に基づく検討の必要性についても提言する。

(1) 本事案が生じた業務を取り巻く環境に係る検討

技術者は、科学的・技術的な観点にとどまらず、取り巻く様々な状況からもたらされる多様な価値を踏まえ、何らかのバランスを図って自ら判断し、行動している。倫理規程行動の手引前文では、「相克する多様な価値をバランスよく考慮し、倫理的によりよい行動を探索し、実行することが重要である」ことを謳っている。

本事案は、地震動評価という、前段の断層条件の設定に係る業務と、後段の施設等の耐震設計に係る業務との間に位置する業務⁹において生じたものであることに鑑みると、前後の業務における異なる観点からの要求が地震動ラインの業務に集約され、当事者において大きな葛藤が生じていた可能性が考えられる。このような制約のもとで、当事者が適切な行動を選択するための余地が著しく狭まり、倫理的に逸脱した状況を常態化させてしまった可能性が考えられる。

また、関係部署間の情報共有や事前の協議を行うこと自体は、組織として合理的であり安全確保にも資する取組みである一方、意思決定の独立性や判断基準の明確性を損なう形で運用される場合には、結果として適切な判断を困難にする要因ともなり得る。さらに、原子力土建部内において問題点の指摘がなされていたにもかかわらず、長期にわたり是正に至らなかった背景については、上述した当該業務に集約される制約とあいまって、その負担が特定の業務ラインや個人に集中し、組織としての調整・是正機能が十分に働かなかった可能性も含め、深掘りした検討が必要である。

中部電力や規制当局においては、上記を含む本事案を取り巻いていた様々な状況¹⁰を丁寧に解明したうえで、再発防止策の立案および適切な環境の構築に向けた検討を行うことが求められる。

【憲章7、行動の手引7-1～7-5】

(2) 技術的事項に係る検討

過去に発覚した技術不正事案においては、技術的判断に一定の裁量が認められる状況のもとで、その裁量の行使に関する根拠や過程が十分に説明可能な形で示されないまま運用されたことが不正につながった事例も見られる。原子力施設の安全確保に一義的な責任を有するのは事業者であるが、近年の規制のあり方として、仕様を詳細に規定するのではなく性能規定とし、事業者の技術的判断とその根拠、ならびに説明責任を重視することが志向されていることを踏まえれば、その適切な運用と説明のあり方が問われる。

⁹ 中部報告書にある「地震動ライン」の業務。前段の断層条件の設定に係る業務と同様に、当該業務においても種々の不確かさの考慮や評価条件の見直しが生じている。

¹⁰ 例えば、当事者の担当ライン内の上下関係、外注作業における受注先との関係、担当ラインがおかれた組織内（原子力土建部内、原子力関係部門内、中部電力内）の環境、組織内からの期待のあり様、担当ライン以外の者の関与のあり様、審査における事業者と規制当局との関係等が挙げられる。

本事案は、統計的グリーン関数法を用いた断層モデルによる地震動評価の結果から基準地震動を策定するという専門性の高い業務で生じたものであるが、現時点で中部電力および規制当局から明らかにされている情報は限定的であり、社会に対する説明が十分になされているとは言い難い。

このような状況、および倫理規程で「会員間の協力による困難の克服」【行動の手引5-7】等を謳っていることを踏まえ、関連する学協会の責務として、本事案に関連した技術的事項¹¹について、より説明性および透明性を確保するための検討を速やかに進めるべきである。原子力の安全は、多分野の協働によりはじめて成り立つものであり、専門性の高度化に伴い分野ごとの知見が深化するなかにあっても、相互の視点を開き、分野横断的な検討を行うことが不可欠である。

これに当たっては、「原子力安全の確保に向けた専門家コミュニティとしての責務」¹²を有する本会が、理事会を中心としてリーダーシップを発揮することを期待する。

【行動の手引1-2、1-3、5-1、5-2、5-5、5-7、6-1】

4. 倫理委員会の今後の取組み

「原子力システムには、技術者集団とその組織のみでなく、経営層はじめ多くのステークホルダーが関与しております。われわれ日本原子力学会会員はその中核として原子力技術がしっかりとした倫理観を備えた会員等に担われて、健全な形で社会に定着するよう、絶えず努力を続けてゆく所存であります。」

これは、原子力発電所の点検データ改ざん問題発覚直後に本委員会が2002年9月に発出した見解¹³で表明した決意である。

このたびの中部電力の事案に接すると、原子力の安全や社会からの信頼は、原子力に携わるすべての者の倫理観、および、さまざまな関係者の適切な関与があってはじめて成し遂げられるものであることをあらためて痛感するところである。

本委員会としては、今後公表される中部電力や規制当局による原因究明や再発防止策、関係機関の動向を踏まえ、追加の検討や本提言のフォローアップを行っていく。

また、倫理について考える場の提供や倫理規程の改定、倫理規程のより一層の浸透のための活動は当委員会の責務であり、これまでの活動を振り返りつつ、原子力に関わるすべての者が倫理的によりよい行動をとれるよう、今後とも真摯に尽力していく。

以上

¹¹ 例えば、断層モデルによる地震動評価における乱数の取扱い等の検討プロセスの位置づけ、これらの検討プロセスにおける技術的裁量の範囲、地震動評価のための条件設定における不確かさの考慮と断層モデルによる計算における乱数によるばらつきとの関係、代表波を選定する工学的な方法の説明性、本事案が浜岡原子力発電所の安全性に与えた影響等が挙げられる。

¹² 日本原子力学会理事会「中部電力株式会社浜岡原子力発電所における基準地震動策定に係る不適切事案について（声明）」（2026年1月15日）<https://www.aesj.net/board-statement>
また、倫理規程前文では「日本原子力学会自身も、会員への支援を通じて学術団体としての使命を果たす」旨を謳っている。

¹³ 倫理委員会「東京電力の問題について」（2002年9月15日）
<http://www.aesj.or.jp/ethics/document/pdf/iken/iken20020915.pdf>